

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県規則第38号

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（平成19年静岡県規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(説明会の開催方法等) 第22条 (略) 2 条例第21条第1項の規則で定める者は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 産業廃棄物処理施設等からの排水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） <u>第2条第8項</u> に規定する生活排水を除く。）が流入する関係地域内の公共用水域（同法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）において、水利権を有する者 3・4 (略)	(説明会の開催方法等) 第22条 (略) 2 条例第21条第1項の規則で定める者は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 産業廃棄物処理施設等からの排水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） <u>第2条第9項</u> に規定する生活排水を除く。）が流入する関係地域内の公共用水域（同法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）において、水利権を有する者 3・4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号、様式第5号及び様式第8号から様式第14号までの規定中「石綿含有産業廃棄物」の次に「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」を加える。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている協議書等は、改正後の静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の相当する様式により提出された協議書等とみなす。
- この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。